

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 21 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 5 日から 令和 7 年 12 月 15 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 24 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 22 日から 令和 7 年 12 月 26 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 21 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	17,450,000 13,960,000	一括	3,490,000	75,303	18,071
1	1,640,000				
2	2,470,000				
3	13,340,000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--|------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 3 2 8 番 1 8 4 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 6 6 . 1 0 平方メートル | |
| | | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 3 2 8 番 1 8 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 9 9 . 1 7 平方メートル | |
| | | | |
| 3 | 所 在 | 札幌市清田区清田八条三丁目 3 2 8 番地 1 8 4、3
2 8 番地 1 8 5 | |
| | 家屋 番号 | 3 2 8 番 1 8 4 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 4 . 4 3 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 3 . 8 2 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年10月27日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--|------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 3 2 8 番 1 8 4 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 6 6 . 1 0 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 3 2 8 番 1 8 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 9 9 . 1 7 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 札幌市清田区清田八条三丁目 3 2 8 番地 1 8 4、3
2 8 番地 1 8 5 | |
| | 家屋 番号 | 3 2 8 番 1 8 4 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 4 . 4 3 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 3 . 8 2 平方メートル |



令和 7年(ケ)第 65号
令和 7年 7月14日受理
令和 7年 8月20日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 脇 島 忠

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 札幌市清田区清田八条三丁目
地 番 328番184
地 目 宅地
地 積 66.10平方メートル
- 2 所 在 札幌市清田区清田八条三丁目
地 番 328番185
地 目 宅地
地 積 99.17平方メートル
- 3 所 在 札幌市清田区清田八条三丁目 328番地184、328番地185
家屋 番号 328番184
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 64.43平方メートル
2階 53.82平方メートル



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		札幌市清田区清田8条3丁目23番22号	
土地		物件1、2	
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（ ） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物		物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：1階 平方メートル 2階 平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（ ） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

その他の事項

■ 物件1、2について(以下「本件土地」という。)

- 1 境界標は、3ヶ所に確認することができた。物件を特定するため公図等を参考にして、現地での計測により、その範囲及び位置関係を特定した。ただし、正確な地積、形状及び位置関係を把握するには専門家の調査を要する。
- 2 本件土地は、北西側において市道に概ね等高で接面している(土地建物位置関係図参照)。
- 3 本件土地の画地内は概ね平坦であるが、隣接地(328番172)より約0.3メートル高位、隣接地(328番23)より約1メートル低位、隣接地(328番25)とは概ね等位である(土地建物位置関係図参照)。

■ 物件3について(以下「本件建物」という。)

- 1 本件建物の暖房は灯油式セントラルヒーティング設備が設置されており、給湯については、灯油式ボイラーが設置されている。台所のコンロにはIHコンロが設置されている。
- 2 本件建物は経年相応の劣化状態であり、特筆すべき損傷及び汚損箇所等は認められなかった。
- 3 本件土地北東側にウッドデッキの壁を利用した木造仮設物置(約3.00平方メートル)がある(土地建物位置関係図参照)。
- 4 本件土地北東側から南東側にかけてウッドデッキが設置されている(土地建物位置関係図参照)。

■ 所有者の陳述

- 1 本件建物の給湯、暖房等の設備は正常に稼働しています。
- 2 本件土地北東側にある木造仮設物置は私の所有物です。

(令和7年8月6日聴取した。)

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年 7月15日 (火) 10:00-10:05	当庁 (インターネット)	登記記録閲覧 (目的外建物及び附属建物の登記の有無)
令和7年 7月15日 (火) 13:00-13:20	物件所在地	占有関係調査 (不在)、外部調査、写真撮影、連絡文書投函
令和7年 7月22日 (火) 15:40-15:55	物件所在地	占有関係調査 (不在)、外部調査、連絡文書投函
令和7年 7月29日 (火) 15:10-15:20	電話	所有者より架電、期日調整実施
令和7年 8月 6日 (水) 10:00-11:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、所有者立会
年 月 日 () : - :		

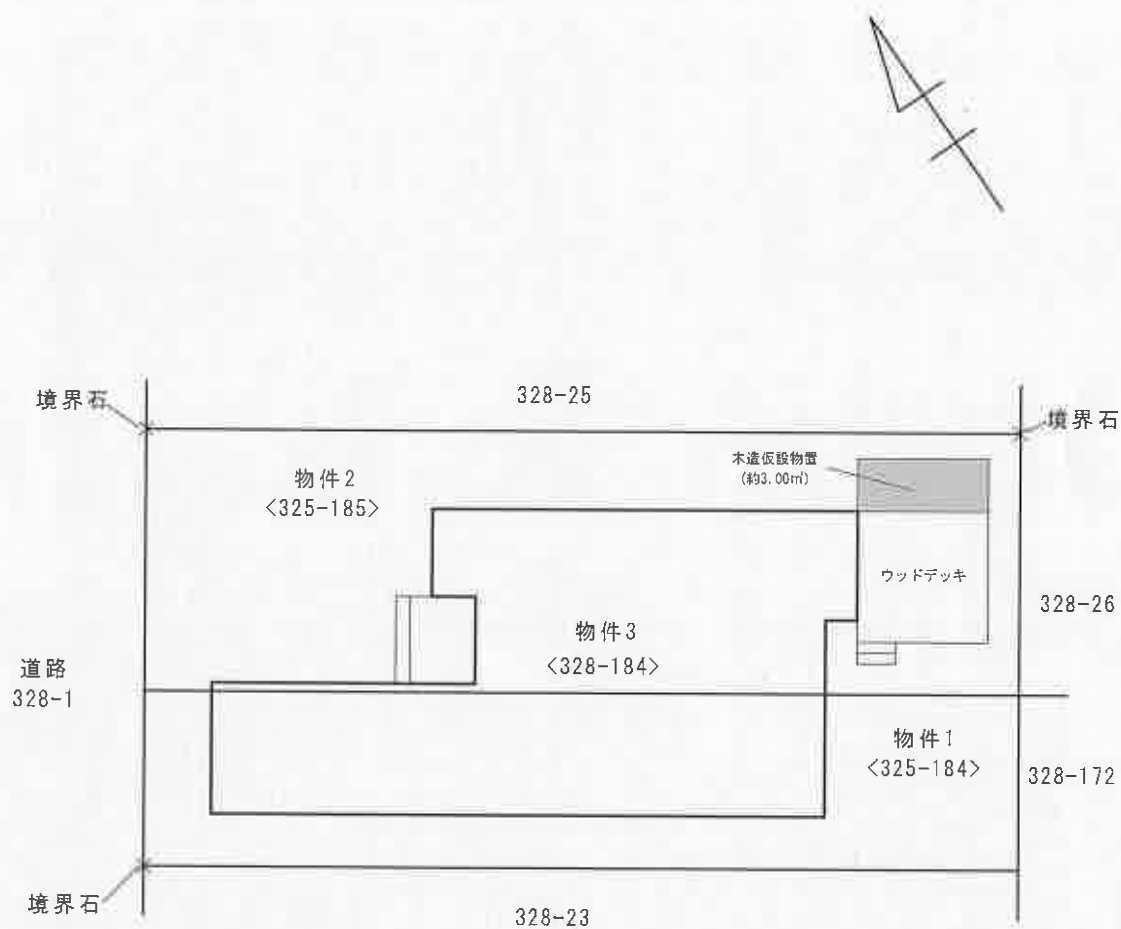
(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、解錠技術者を同行した。

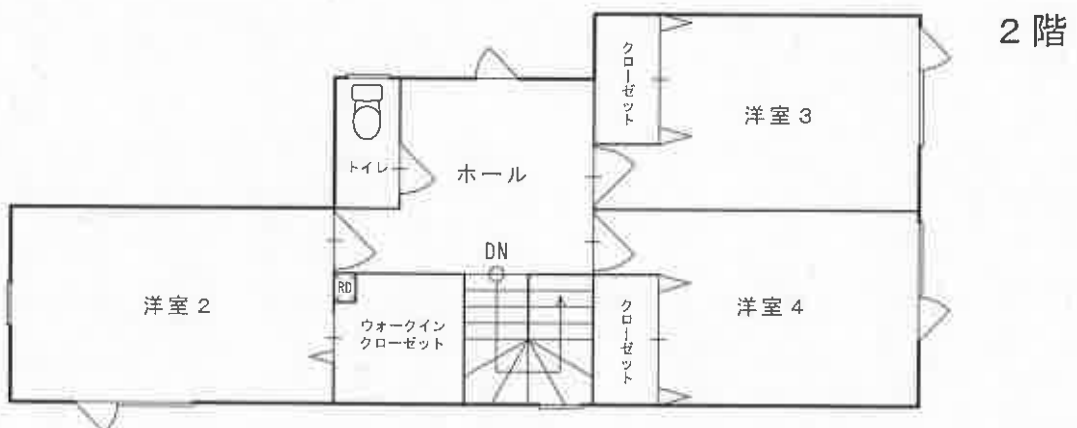
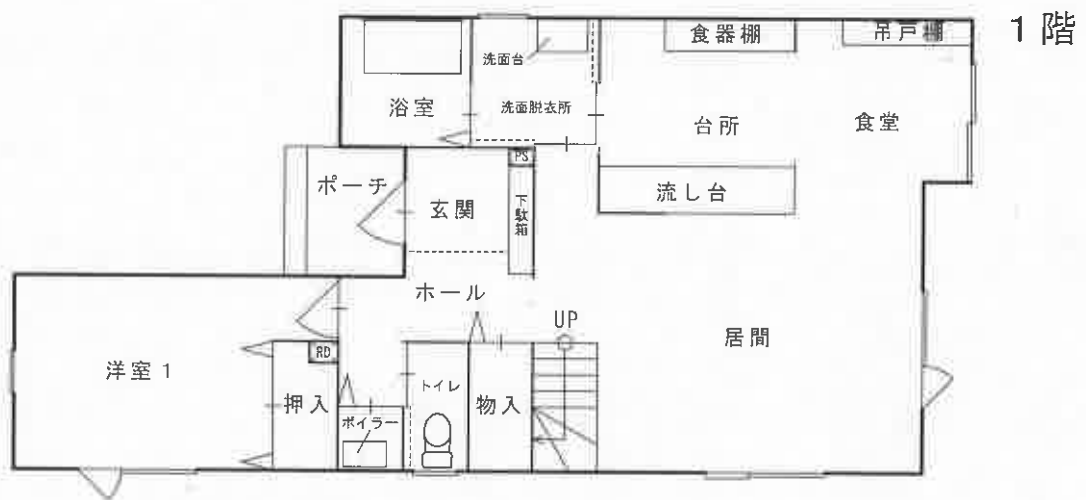
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

土地建物位置関係図



建物間取図



1 外観



2 居間



3 浴室



4 台所



5 木造仮設物置



余白

令和 7 年 《 ㄨ 》 第 65 号
令和 7 年 8 月 6 日 現地調査
令和 7 年 8 月 21 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
村 上 功 英

第1 評価額

一括価格	
金17,450,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金1,640,000円
物件2(土地)	金2,470,000円
物件3(建物)	金13,340,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	札幌市清田区清田8条3丁目 328番184 宅地 66.10㎡	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	札幌市清田区清田8条3丁目 328番185 宅地 99.17㎡	同 左
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	札幌市清田区清田8条3丁目328番地 184, 328番地185 328番184 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1 階 64.43㎡ 2 階 53.82㎡	同 左 (その他, 下記参照)
番号	特 記 事 項		
3	・木造仮設物置あり。(詳細後記) ・ウッドデッキあり。(詳細後記)		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2の2筆一体地）

位置・交通	地下鉄東豊線「福住」駅の南東方・道路距離約5.4km, 最寄バス停「清田7条3丁目」停留所の南西方・ 道路距離約220m(別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は、戸建住宅等の建ち並ぶ住宅地域である。なお、地域に特段の影響を与えるような要因は見当たらないことから、当分の間は現状のまま推移するものと思料される。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% — ・戸建住環境保全地区(敷地面積の最低限度：165㎡、容積率：専用住宅、長屋、二戸の共同住宅以外は60%) ・北側斜線高度地区 ・日影規制(3時間/2時間 測定面1.5m) ・宅地造成工事規制区域 ・景観計画区域
画地条件	別添図の通り、間口約9.1m、奥行約18.2mの長方形の中間画地である。北東側隣接地とは概ね等高、南東側隣接地とは若干高位に、南西側隣接地とは低位に接面している。宅盤は概ね平坦となっている。	
接面道路の状況	北西側…現況幅員約8mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号該当)に概ね等高に接面。	
土地の利用状況等	・本件建物（物件3）の敷地となっている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり	
特記事項	1 公図等に基づき全体の位置、形状等を確認したが、境界石が一部しか確認出来なかったこと等から正確には専門家による測量等を要する。 2 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。(北海道委託業者提供資料参照) 3 本件土地については、登記簿及び現地調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成22年7月12日 新築 経過年数：約15年 経済的残存耐用年数：約25年
仕 様	構 造：木造 屋 根：合金メッキ鋼板ぶき 外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング等 設 備：電気、水道、バス、トイレ等 その他：－
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：4LDK（別添建物間取図参照）
品 等	・総 合：普通 ・使用資材：普通 ・施 工：普通
保守管理の状態	建物の内外とも概ね経年相応の劣化状態にあり、特段の損傷、汚損等は見当たらなかった。保守管理の状態は概ね普通と把握された。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	1 前記記載の通り、敷地内東側に木造仮設物置（約3.00㎡）あり。（別添図参照） 2 前記記載の通り、本件建物東側にウッドデッキあり。（別添図参照） 3 札幌市担当課照会によると、本件建物は新築時に建築確認及び完了検査済とのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	52,000	1.00	66.10	1.00	3,437,000
2	52,000	1.00	99.17	1.00	5,157,000
計					8,594,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：特になし $\pm 0\%(1.00)$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価(ウッドデッキを含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、仮設物置については、建物価格に含めて評価した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	200,000	118.25	0.56	13,244,000

ウ 現価率：

(経済的残存耐用年数約25年/経済的全耐用年数約40年)×(1－観察減価0.10)÷0.56

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	3,437,000	0.40	法定地上権	1,375,000
2	5,157,000	0.40	法定地上権	2,063,000
計				3,438,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	3,437,000	－ 1,375,000	－	1.00	0.80	－	1,640,000
2	5,157,000	－ 2,063,000	－	1.00	0.80	－	2,470,000
3	13,244,000	＋ 3,438,000	－	1.00	0.80	－	13,340,000
一 括 価 格(合計)							17,450,000

ウ 占有減価修正：－

エ 市場性修正：中古物件であること、近時の周辺土地の需給動向及び物件の個別性等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：－

第6 参考価格資料

地価公示価格[札幌清田-16]

所 在 : 札幌市清田区清田6条2丁目210番331外「清田6条2-16-19」
価 格 : 61,800円/㎡
位 置 : 札幌市営地下鉄東豊線「福住」駅の南東方道路距離約4.5km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 247㎡
供給処理施設 : 水道, 下水
接 面 道 路 : 西側8m市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用区域(建蔽率40%, 容積率80%)
地 域 の 概 要 : 住宅, アパートが建ち並ぶ丘陵地の住宅地域

固定資産税評価額(令和7年度)

物件1	2,101,900 円
物件2	3,153,600 円
物件3	4,733,500 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図

4

札幌清田-16

対象不動産

$$S = \frac{1}{10,000}$$

札幌市偏付白図(札幌市都市計画図の抜粋)



(値種別：図上測定)

土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けの位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見
清田八条
3丁目

市清田区清田八条三丁目		地番	328番184	$S = \frac{1}{1,000}$ 
		※ 本図面は地図の一部を複写したものである。		

度分	座標系 番号又は 記号	X II	分類	地図に準ずる図面	種類	その他
----	-------------------	------	----	----------	----	-----

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月13日 札幌法務局南出張所

札幌法務局南出張所

※ 原図を70%縮小




在 III 期

測所

地 積

班

唯

728 ~ 23 ~ 104

土地の所在

札幌 田 8 桑 3 丁 首

013353

昭和42年10月2日

作者製

100

踏

来

樂

④ 128 ~ 23

$$20.00 \div 0.3025 = 198.3471$$
$$198.3471 - 66.1061 = 132.2410$$

184

18/8 x 969 = 17,106

25

328-23 (卷二)

v24

(全國土地家屋調査會連合會用紙)

6-01-009

12 10 0

100

登記年月日：昭和42年10月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月13日 札幌法務局南出張所

登記官

図番：19-5

地番	28~25 ~1A5	土地積測量図	
土地の所在	札幌市東区 田8系3丁目 013355	土地積測量図	
昭和42年10月2日		製作者	
製作年		製作者	

42.10.9
昭和42年10月9日

縮尺 1/500 1/

※ 原図を70%縮小

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

登記年月日：平成22年7月14日

令和7年5月13日

札幌支務局南出張所

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

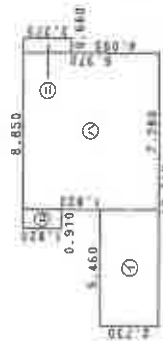
各階平面図面

家屋番号 328-184

建物図面

建物の所在 札幌市清田区清田8条3丁目328番地184
328番地185

1階



求積表

①	5.460 × 2.730 =	14.905800
②	7.310 × 1.820 =	1.330200
③	7.280 × 6.370 =	46.373600
④	0.860 × 2.275 =	1.951500
計		64.437100

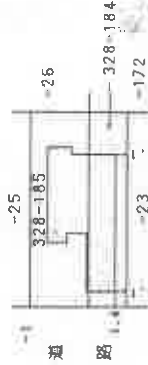
2階



求積表

①	4.550 × 2.730 =	12.421500
②	8.190 × 4.550 =	37.264500
③	4.550 × 0.910 =	4.140500
計		53.826500

床面積 53.82㎡



作成者

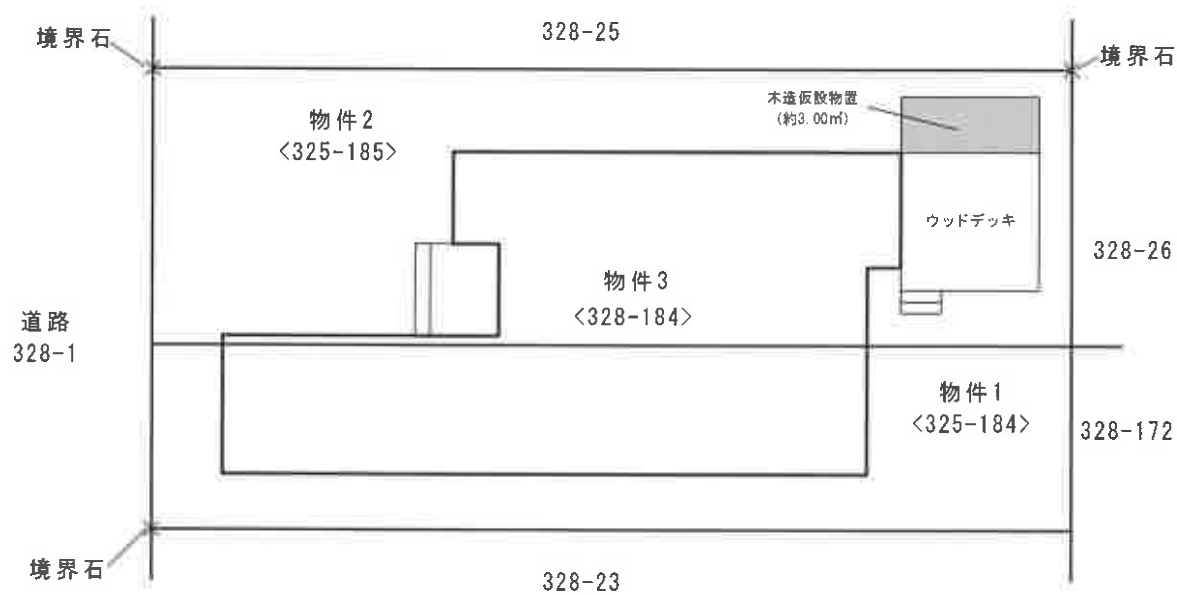
縮尺 1/250

申請人 (札幌土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/500

※ 原図を70%縮小

土地建物位置関係図



建物間取図

